

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名

番号	業者名	住所
①	株式会社博報堂	東京都港区赤坂5丁目3番1号
②	株式会社セイムトゥー	東京都千代田区永田町2丁目4番3号

## 2. 指名停止措置期間

令和5年3月6日 から 令和5年12月5日 まで（9ヶ月）

## 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

## 4. 事実概要

公正取引委員会は、令和5年2月28日に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、上記有資格業者2社を含む6社を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。

## 5. 指名停止措置理由

「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

## &lt;措置要領 別表第2&gt;

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

## &lt;問い合わせ先&gt;

国土交通省 四国地方整備局  
高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)  
(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)  
総務部経理調達課長 大谷 繁 (内線6311)  
○総務部契約課課長補佐 畠山 晋一 (内線2512)